

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

**【周知】マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の
ご協力のお願いについて（依頼）**

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課長より、下記のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業への周知方よろしくお願いいたします。

【厚生労働省からの依頼文】

皆様には、平素から厚生労働行政に格段のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、職員の皆様に対する要請のご協力をいただいているところですが、今般、デジタル庁等関係機関から、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について依頼がありましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

従業員等に対して、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知をしていただきますとともに、関連資料について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

従業員等への周知にあたっては、資料として別添の「マイナンバーカードの利用推進に向けた取組」（参考 1－1）をご使用ください。

【マイナンバー制度周知用関連資料について】

関連資料につきましては、別添の「参考広報資料」（参考 1－2）を情報提供してください。



併せて、右記のQRコードを情報提供することにより、リンク先のデジタル庁ウェブサイト (https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources) のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」のコンテンツの情報の周知にご協力ください。

<リーフレット等デジタル庁 HP>

<関連資料>

[資料1 マイナンバーカードを健康保険証として使うには](#)

[資料2 マイナ保険証の概要](#)

[資料3 これからの資格確認方法](#)

[資料4 2025年3月24日からパスポートが変わります](#)

[資料5 公金受取口座は登録されましたか？](#)

[資料6 本人口座登録のお願い](#)

[資料7 海外でもマイナンバーカードが使えます](#)

[資料8 マイナンバーカードを免許証として使える](#)

[資料9 スマホ用電子証明書搭載サービス](#)

[資料10 戸籍にフリガナが記載されます](#)

[資料11 マイナンバーカードの更新手続](#)

[資料12 電子証明書の更新手続](#)

[資料13 持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性](#)

※ 国民の皆様の利便性の観点から、行政手続や所管業界における民間サービスにおいて、マイナンバーカードを身分証明書として活用する積極的な取組をお願いします。具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけてください。住民票の写しの提出が求められる場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により、提出を不要とする等の対応をお願いします。

以上